

意見募集 「鴻巣市公共施設等総合管理計画」におけるパブリックコメントを募集

問い合わせ／総合政策課（内線2238）

本市の公共施設等については、全国の自治体同様、高度経済成長期に合わせ多くの施設が整備されたことから、今後一斉に更新時期を迎えます。こうした老朽化の進行や少子高齢化・人口減少社会への突入に伴う人口構造の変化に対応し、限られた財源の中で今まで以上に「公共施設をどのように更新し、維持管理していくのか」ということに計画的に取り組む必要が生じています。

そこで、本市では財政負担の軽減と平準化を前提とし、将来を見据えた公共施設等の最適化を実現するための基本方針となる計画の策定を進めており、この度平成29年度を始期とする「鴻巣市公共施設等総合管理計画（案）」がまとまりましたので、皆さんからの意見を募集します。

募集期間／2月16日(木)～3月17日（金・必着）

対象／次のいずれかに該当する方
○市内在住・在勤・在学の方
○市内に事務所又は事業所を有する個人・法人・その他の団体

閲覧場所／総合政策課、本庁舎・両支所市政情報コーナー、市ホームページ

提出方法／閲覧場所に備えの意見書（市ホームページにもあります）に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールで総合政策課（〒365-8601中央1-1・FAX543-5480・メールsogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp）

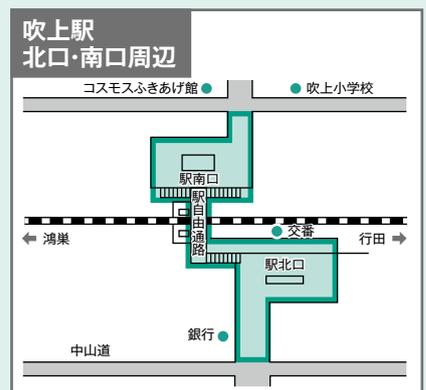
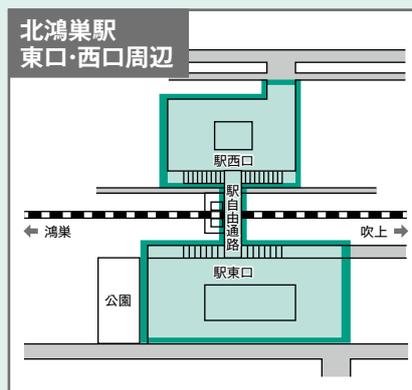
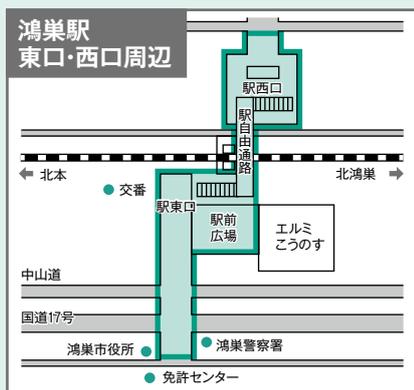
※各意見に対する個別の回答は行いません。意見の要旨を市ホームページ等でお知らせします。個人情報については、本件以外の目的には使用しません

4月1日より「路上喫煙禁止区域」及び「環境美化重点区域」を拡大します

問い合わせ／環境課廃棄物・リサイクル担当（内線3121）

環境美化の促進を図り、安心・安全できれいなまちづくりを推進するため、下図の区域が「路上喫煙禁止区域」及び「環境美化重点区域」の指定区域となります。

条例により、この区域では、路上喫煙・空き缶等のポイ捨て・犬のふんの放置が禁止され、違反した場合は、指導、勧告、命令の対象となり、さらに命令に違反した場合は過料（2,000円）の対象になります。ただし、この区域以外でも、指導・勧告・命令・過料の対象にはなりません。空き缶等のポイ捨て禁止、犬のふんの放置の禁止、路上喫煙をしないように努めなければならないとなっています。安心・安全できれいなまちづくりのために皆さんのご協力をお願いします。



※鴻巣駅東口側については既に指定されている区域があります

路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域

鴻巣行田北本環境資源組合からのお知らせ

問い合わせ／鴻巣行田北本環境資源組合（☎501-6708）

当組合で進めている新たなごみ処理施設整備事業について、下記のとおり説明会を開催します。

とき／3月18日(土)10時～（受付＝9時30分～10時）予約不要
ところ／クレアこうのす大会議室A・B
内容／新たなごみ処理施設の規模について

